(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百九十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市国分六丁目一〇〇二番一から同市国分六丁目一〇〇六番二まで	前	五四・九二～九〇・七九メートル
	後	五四・九二～九一・九四メートル
市川市国分六丁目九七八番四から同市国分六丁目九七二番五まで	前	四八・〇三～七五・三一メートル
	後	六九・八七～七五・三一メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 路線名　二百九十八号
(二) 供用開始の区間　市川市国分七丁目一一一五番一地先から同市国分六丁目九八五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
埼玉県北葛飾郡栗橋町北二丁目三四三二番五地先から古河市中田字小中田八三二番一地先まで	前	三三・五〇～七八・〇〇メートル
	後	三三・五〇～八九・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号及び百二十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
埼玉県北葛飾郡栗橋町北二丁目三四三二番五地先から古河市中田字小中田八三二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	三三・五〇～七八・〇〇メートル
	後	三三・五〇～八九・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 路線名　四号及び百二十五号
(二) 供用開始の区間　埼玉県北葛飾郡栗橋町北二丁目三四三二番五地先から古河市中田字小中田八三二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
埼玉県北葛飾郡栗橋町北二丁目三四三二番五地先から古河市中田字小中田八三二番一地先まで	前	三三・五〇～七八・〇〇メートル
	後	三三・五〇～八九・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号及び百二十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
埼玉県北葛飾郡栗橋町北二丁目三四三二番五地先から古河市中田字小中田八三二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	三三・五〇～七八・〇〇メートル
	後	三三・五〇～八九・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号及び百二十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
埼玉県北葛飾郡栗橋町北二丁目三四三二番五地先から古河市中田字小中田八三二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	三三・五〇～七八・〇〇メートル
	後	三三・五〇～八九・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号及び百二十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
埼玉県北葛飾郡栗橋町北二丁目三四三二番五地先から古河市中田字小中田八三二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	三三・五〇～七八・〇〇メートル
	後	三三・五〇～八九・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項十八、指定の有効期間の欄中「平成十六年十二月八日から五年間」を「平成二十一年十二月八日から五年間」に改める。

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　齋藤　裕人

国際部長参事吉田雅治海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（十二月十四日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣鳩山由紀夫は、インドネシア国へ出張のところ十二月十日帰朝した。

○防衛大臣臨時代理解職

国務大臣　中井　洽

防衛大臣北澤俊美帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十二月十日）

環境大臣　小沢　鋭仁
外務副大臣　福山　哲郎
経済産業副大臣　増子　輝彦
環境大臣政務官　大谷　信盛

気候変動に関する国際連合枠組条約第十五回締約国会議日本政府代表を命ずる

京都議定書第五回締約国会合日本政府代表を命ずる

期間は平成二十二年一月一日までとする（各通）

（ナイジェリア国駐箚）特命全権大使　植澤　利次

西アフリカ諸国経済共同体に対する日本政府代表を命ずる

（千葉家庭裁判所判事）判事　寺尾　洋

願に依り本官を免ずる（以上十二月十一日）

法務省

石井　光男　川口　和子
酒井真喜子　櫻井登美雄　高橋　敬子
玉井　直仁　新津久美子　西立野園子
本間　浩　若林　諒　渡邉　一弘

難民審査参与員に任命する（各通）（十二月十二日）

海上保安庁

（鹿児島海上保安部喜入海上保安署長）海上保安官　岩屋　幹夫

喜入港長を命ずる

（鹿児島海上保安部長）同　堀田　省吾

喜入港長を免ずる（以上十二月十四日）

防衛省

（航空幕僚監部防衛部防衛課）一等空佐　森川　龍介

航空幕僚監部人事教育部人事計画課勤務を命ずる（十一月六日）

（統合幕僚学校教育課第一教官室学校教官）一等海佐　石橋　卓弘

第五一航空隊副長を命ずる

（第七三航空隊司令）同　上尾　修

第七二航空隊司令を命ずる

（小月教育航空群司令部幕僚）同　上野眞一郎

第七三航空隊司令を命ずる

（第七二航空隊司令）同　横野　正和

徳島教育航空群司令部付を命ずる

（第五一航空隊副長）同　花岡　崇文

小月教育航空群司令部幕僚を命ずる（以上十一月二十日）

最高裁判所

名古屋高等裁判所判事　西島　幸夫

千葉家庭裁判所判事に補する

千葉家庭裁判所長を命ずる

岐阜地方裁判所判事兼岐阜家庭裁判所判事　中村　直文

名古屋高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京高等裁判所判事　富田　善範

岐阜地方裁判所判事に補する

岐阜地方裁判所長を命ずる

兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する

岐阜家庭裁判所長を命ずる（以上十二月十一日）